

障害福祉分野就職支援金業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会長

【借受人記入欄】

貸付番号		研修施設名	
氏 名	(フリガナ) 印		
現住所	〒 ー		
業務従事先	(在職中・退職)		
①研修・訓練 修了年月日	年 月 日	②採用・異動 年月日	年 月 日(採用・異動)
③返還免除対象 業務従事期間 ※	年 月 日 から 年 月 日 まで (日) ※『①か②いずれか遅い日』から『退職・異動日又は従事先に証明を依頼する日』まで		
④休職等による 業務中断期間 【内に理由を記入】	年 月 日 から 年 月 日 まで (日) 【 年 月 日 から 年 月 日 まで (日) 【 年 月 日 から 年 月 日 まで (日) 【 合 計 (日)		
⑤公休日数	日	返還免除対象 業務従事日数 (③－④－⑤)	日

【従事先記入欄】

上記のとおり業務に従事していたことを証明します。

年 月 日

法人名及び施設・事業所名

法人又は施設・事業所
代表者の職名及び氏名



(様式第 1 1 号)

※本事業の返還免除対象業務となるのは障害福祉職員としての業務に限る。

障害者福祉職員とは、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項、同条第 18 項、第 77 条及び第 78 条、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項、同条第 7 項及び第 7 条第 2 項、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号。以下「身体障害者福祉法」という。）第 4 条の 2 に規定するサービスをいう。）を提供する施設若しくは事業所、障害者総合支援法第 5 条第 27 項、同条第 28 項及び第 77 条の 2 並びに身体障害者福祉法第 5 条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者を言う。